

名古屋市重症心身障害児等レスパイト支援事業 よくある質問とその回答

No	質 問	回 答
1	利用はいつから利用できるのか。	①訪問看護事業所の事業所登録を行っていただいたのち、②利用者登録を行っていただきます。利用者登録決定通知の日付以降にレスパイト支援事業の利用が可能です。①、②ともに概ね2週間程度は期間を要することから、余裕をもった申請をお願いします。
2	事業所の登録は年度ごとに必要か。	一度事業所の登録をしていただければ、翌年度の登録の申請は不要です。ただし、事業所登録の内容の変更や、取り消しが必要な場合は別途申請が必要なことから、忘れず申請をお願いします。
3	通院等のため、病院へ移送等についても本制度の対象となるのか	障害福祉サービス等の他のサービスが適用とされない場合は利用が可能です。
4	入院中の利用も本制度の対象となるのか。	利用可能です。ただし、入院中の利用にあたっては、病院からの承諾を事前に得ていただきますようお願いいたします。
5	移送等を行う場合、現地に向かう際の時間も支援の時間として算定は可能か。	看護している時間を算定の対象とすることから、現地に向かうまでの時間は、算定の対象外です。
6	レスパイト支援事業を利用するにあたって、医師の指示書は新たに取得してもらう必要があるのか	新たに取得の必要はありません。ただし、外で利用することは想定していないため、主治医に事前に連絡をしてもらうように依頼をお願いします。
7	訪問看護師ではなく、言語聴覚士等の支援も対象か。	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の訓練、リハビリについては制度の対象外。基本的には看護師を想定しているが、言語聴覚士がリハビリではなく、医療的ケア（たん吸引等訪問看護指示書に記載された内容の看護）を行う場合は対象となります。
8	複数の事業所が、A事業所と異なるB事業所が同一の子どもに対して本事業を活用して支援を行うことは可能か。	本事業では、同一の子どもに対して同一の日に複数の事業者が利用することは可能です。ただし、医療保険が利用できる場合はそちらを優先してご利用ください。
9	訪問看護を医療保険を利用したとき、医療保険の適用を超える部分について、レスパイト支援が可能か。	利用可能です。
10	子どもが複数の訪問看護ステーションを利用する場合、利用者登録はそれぞれ必要か。	利用者の利用登録が事業所ごとに必要なことから、各法人で登録を行ってください。
11	複数事業所を利用する場合、それぞれの利用時間の管理方法について教えてほしい。	事業所によっては利用者の家に利用者ノートを備える等して各事業所間で連携して、利用状況を把握に努めてください。
12	電子署名で実績記録表を作成しても良いか。	可能。ただし、保護者とやりとりした記録は残してください。（障害児通所支援の取扱いを準用）
13	医療的ケア児を必要とする子どもが、保育園内でレスパイト支援事業を利用することは可能か。	原則、保育園内での支援は保育園にて活用を希望する保育園にまずはご相談をお願いいたします。
14	入院日、退院日は医療保険で訪問看護の利用ができないが、レスパイト支援として利用することは可能か	利用可能です。